

出産時の手続きについて

保育園に在園、申し込みをしている方で母親が出産を予定されている場合は、出産前後の就労状況により、提出していただく書類が異なりますのでご確認ください。

出産予定日の4ヶ月までに『出産にあたっての就労状況申告書』と出産予定のお子さんの『母子手帳の表紙および分娩予定日記載ページのコピー』をご提出ください。

【在園児童】

支給認定は、原則、事由発生日の翌月から変更となります。
保育の必要量によって、利用者負担額（保育料）が変更となります。
事由発生日以後の申請の場合は、申請日の翌月から変更となりますのでご注意ください。

1. 産前・産後休暇後、育児休業法に基づく育児休業を取得し、現在の勤務先で復職予定の方

○ 育児休業が取得できる場合

⇒出産後2ヶ月以内に「市川市支給認定変更申請書（就労→育休）」、「育児休業証明書」を提出してください。育児休業中は必要量が「短時間」に変更になります。

⇒育児休業期間終了日の属する月の末日までは、在園中の上のお子さんは保育園に在園できます。

○ 育児休業が取得できない場合

⇒出産後8週（56日）を経過した57日目から復職し、「復職証明書」を提出してください。復職ができない場合や「復職証明書」が未提出の場合は退園となります。

2. 出産にあたり現在の勤務先を退職し、出産後新たに勤務先を探す予定の方

⇒出産前に必ずこども施設入園課へご相談ください。

⇒「市川市支給認定変更申請書（就労→出産）」をご提出いただくことで、出産予定月とその前後2ヶ月は出産要件で上のお子さんは在園できます。

出産後に「市川市支給認定変更申請書（出産→求職活動）」をご提出ください。

出産後4ヶ月以内に仕事を開始するなど保育の必要性が確認できる書類および「市川市支給認定変更申請書（求職活動→就労）」の提出がない場合、上のお子さんは退園となります。

例：出産予定月10月の場合、翌年2月までに就労開始が必要

3. 自営で仕事をしており、出産後も同じ仕事を続ける予定の方

⇒出産後8週（56日）を経過した57日目から仕事を開始することが確認できれば上のお子さんはそのまま在園できます。

⇒出産8週（56日）経過後速やかに「就労証明書（備考欄に『〇〇年〇月〇日より就労再開』と記載したもの）」を再度ご提出ください。

※訪問調査により就労状況を確認させていただくこともあります。

4. その他の方

⇒出産前に必ずこども施設入園課へご相談ください。

【申し込み児童】

予定月の2ヶ月前より利用調整指数が変更となります。
状況により、利用調整指数が変わりますので、必ずこども施設入園課へご連絡ください。

1. 産前・産後休暇、育児休業法に基づく育児休業を取得し、現在の勤務先で復職予定の方

○ 育児休業が取得できる場合

⇒ 出産後2ヶ月以内に「育児休業証明書」を提出してください。

○ 育児休業が取得できない場合

⇒ 産後休暇（出産後56日経過）後、復職した場合は、「復職証明書」を提出してください。復職ができない場合は、その後の状況についてこども施設入園課へご連絡ください。

※「復職証明書」の記入は、復職日以降の証明を勤務先に依頼してください。

2. 出産にあたり現在の勤務先を退職し、出産後新たに勤務先を探す予定の方

⇒ 「市川市支給認定変更申請書（就労→出産）」をご提出いただくことで、予定月とその前後2ヶ月は、出産要件として利用調整にかけることができます。

入園した場合は、予定月の後2ヶ月で退園となります。

その後、就労することで保育園を希望される場合は、再度お申し込みください。

⇒ 出産要件として入園できずに、予定月の後2ヶ月を過ぎて就労を開始した場合は、「市川市支給認定変更申請書（出産→就労）」、「就労証明書」をご提出ください。

3. 自営で仕事をしており、出産後も同じ仕事を続ける予定の方

⇒ 出産後8週（56日）を経過した57日目で、就労を再開する場合は、「就労証明書（備考欄に『〇〇年〇月〇日より就労再開』と記載したもの）」を再度ご提出ください。

※訪問調査により就労状況を確認させていただくこともあります。

4. 求職活動中の方

⇒ 「市川市支給認定変更申請書（就労→出産）」をご提出いただくことで、出産予定月とその前後2ヶ月は、出産要件として利用調整にかけることができます。

入園した場合は、予定月の後2ヶ月で退園となります。

その後、就労予定で保育園を希望される場合は、再度お申し込みください。

⇒ 出産要件として入園できずに、予定月の後2ヶ月が過ぎても求職活動中の場合は、「市川市支給認定変更申請書（出産→求職活動）」をご提出ください。しばらく就労予定のない方は、「市川市保育所等利用・変更申込取下届」、「市川市支給認定証取消届」をご提出ください。

※ 出産要件に該当する前に入園された場合は、2ヶ月以内に就労開始が必要となります。

5. その他の方

⇒ 出産前に必ずこども施設入園課へご相談ください。